

日本産農産物の対中国・台湾輸出における輸出主体の制度的対応

佐藤敦信¹

要旨

日本産農産物の輸出先として台湾市場は重要であるものの、①同市場でも安全性に対する関心が高いこと、②多国間競争が激化していることから安定的に高品質農産物を輸出する必要がある。そして、このことは植物検疫基準の安定的なクリアなしでは達成できない。さらに、対台湾果実輸出にみられるように、他国産が品質面に課題を残していることから植物検疫基準が改定され、日本国内の産地組織をはじめとする輸出主体では輸出にかかる負担が今後さらに大きくなると考えられる。これまで各輸出主体では、日本産農産物は高品質であることから植物検疫基準についてはクリアできることを前提として輸出戦略が構築されてきたが、今後は輸出用農産物の品質を高めていくことがさらに重要になる。それと同時に、輸出主体は輸出先市場での社会的慣習に基づく大きな需要を掴む輸出戦略を構築する必要もある。これは、春節や中秋節の時期には果実などの日本産農産物の需要が特に高まるためである。

さらに、対台湾輸出に着手している産地組織の一部は新たに対中国輸出にも着手していることから、この2つの取組みの必要性・効果は中台両地域で連動すると捉えられる。つまり、日本産農産物の対中国・台湾輸出は植物検疫と輸出先の社会的慣習の2つの制度によって影響を受け、これらの制度にいかに対応するかが輸出拡大を図る上で重要な要因になる。制度論的ミクロ・マクロ・ループの枠組みに基づくと、輸出主体の取組みが制度へ対応したものであるか否かによって、中国・台湾市場における各輸出主体のシェアは大きく変動し、その変動は両者の相互関係に再び影響を与えることが想定される。

キーワード：日本産農産物の輸出、制度的対応、植物検疫、社会的慣習

I. はじめに

攻めの農政への転換以降、日本産農産物の輸出に対する気運は全国的に高まった。しかし、輸出量が増加している品目・地域は依然として一部に留まっている。なぜなら、日本産農産物は他国産と比較して高価格であるという特徴を有していることから、輸出先も高価格品を購入できる高所得者層が多く存在すると考えられる経済発展地域になるためである。このような輸出先地域として、農政転換

以前は米国が大きなシェアを維持していたが、近年では米国はその規模を堅持しつつも新たに東アジア地域、特に中国や台湾²の規模が拡大している。中国や台湾への農産物輸出の継続・拡大を図る上で、日本国内の産地にとって課題となるのが、植物検疫基準の安定的クリア（自産地の輸出用農産物のさらなる高品質化）や、輸出先地域の社会的慣習への合致、すなわち、どのように輸出先地域の制度³へ対応するかという点である。それぞれの制度への対応について検討しなければならない要因は以下のとおりである。

ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.4 (1) 2011
の構築など、日本国内の産地における輸出先地域の輸入検疫基準への対応が重要であることについて言及している。また、対中国輸出に関する研究としては、成田 [9] や成田・黄 [10] などが挙げられ、対中国果実輸出主体による輸出拡大のためのマーケティング戦略や、中国における消費者の購買行動などが明らかにされている。

本稿では、先行研究を踏まえた上で、日本産農産物の主な輸出先地域において輸入検疫基準が改定されていることから、徐々に日本国内における輸出主体の制度的対応に関する取組みが重要になっていく輸出構造について制度論的ミクロ・マクロ・ループを援用することで検討したい。検討するにあたり、これまで拡大してきた対中国輸出・対台湾輸出を事例として、植物検疫制度と社会的慣習への輸出主体の対応に関する課題について整理する。

II. 輸出先としての東アジア地域の拡大

1. 急成長を遂げた中国・台湾市場

まず、近年における日本の食料品と、その中でもとりわけ農産物の主な輸出先市場の変遷について、財務省「貿易統計」等から整理する。

表1は1980年代からの日本の食料品の輸出金額について東アジア地域への輸出のうち中国と台湾が占める比率について表したものである。この表から、日本の食料品の輸出先市場として特に東アジア地域が急成長していることが分かる。対東アジア輸出金額は1980年の1,115.2億円から、2009年は2,432.1億円へと増加し、総輸出金額に占める東アジア地域の比率も1980年の31.0%から2009年の66.5%へと拡大している。さらに、2009年の東アジア域内の各地域への輸出金額をみると、1980年と比較して中国は3.0億円（対東アジア輸出金額の0.3%）から368.5億円（同15.2%）へと、台湾は165.1億円（同14.8%）から515.9億円（同21.2%）へと増加している。このことから、加工食品も含めた食料品をみると東アジア地域、特に中国と台湾への

まず、植物検疫制度については、日本が中国などの対日輸出地域に対し輸入禁止措置を発動し輸入検疫条件⁴を課している一方で、日本産農産物の輸出先地域も同様の措置を講じているためである。上記のような経済発展地域である輸出先では、輸入農産物の安全性に対する関心が高い。特に大規模な輸出先市場へと成長した中国や台湾では、より安全・高品質な農産物を輸入するため、輸入検疫基準を改定し自地域へ輸出されている一部の農産物に対して輸入検疫条件を付加する、といった対応をしている。その結果、高品質であることを前提として国内販売用と同様の品質管理で生産された農産物を輸出するという従来の輸出では、改定された輸入検疫基準をクリアすることができないという事態が生じている。

次に、輸出先地域の社会的慣習については、日本産農産物、特に果実などは高級嗜好品という特性をもっており、さらに中国や台湾では中秋節や春節など高級嗜好品の需要が高まる時期が存在するためである。また、日本国内において、農産物を輸出している産地が増加したことにより、新たに着手する輸出主体⁵も増加し、その結果、各輸出主体は販路を確保するために独自の輸出戦略を構築することが必要になっている。それと同時に、輸出先地域においては多国間競争が激化している。日本は激化する多国間競争の中で市場シェアを維持・拡大していかなければならない。そのため、競争が激化する状況下で、日本産農産物の輸出が継続・拡大できるか否かについては、社会的慣習への対応という側面からも検討する必要がある。

日本産農産物の新たな販路の確保は、今後、日本国内の生産者や輸出主体の経営維持について検討する上で不可欠の要素となる。そして、安定的な日本産農産物の輸出継続・拡大を図るためには、上記の制度に対応した取組みが各輸出主体に求められると考えられる⁶。

日本産農産物の輸出に関する先行研究は、攻めの農政への転換以降、蓄積されつつある。特に、佐藤 [5] や中村 [8] では、対台湾果実輸出について、輸出用の品質管理システム

輸出拡大が顕著であり、両地域が対東アジア輸出の拡大を牽引していることが分かる。

表1 日本の食料品輸出金額の推移

単位：億円，%

年次	総輸出金額			
	東アジア	中国	台湾	
1980	3,592.2	1,115.2(31.0)	3.0(0.3)	165.1(4.8)
1985	3,147.5	1,053.6(33.4)	48.0(4.6)	292.3(27.7)
1990	2,372.0	1,324.2(55.8)	37.2(2.8)	412.4(31.2)
1995	2,002.0	1,343.4(67.1)	88.5(6.6)	325.9(24.3)
2000	2,267.7	1,425.1(62.9)	150.4(10.5)	380.5(26.7)
2006	3,580.1	2,460.0(68.7)	493.9(20.1)	565.0(23.0)
2007	4,171.0	2,867.2(68.8)	462.6(16.2)	636.8(22.2)
2008	4,033.2	2,679.8(66.4)	341.1(12.7)	591.0(22.1)
2009	3,655.5	2,432.1(66.5)	368.5(15.2)	515.9(21.2)

資料：財務省「外国貿易概況」より作成。

注1：表の数値は「外国貿易概況」における「食料品」の数値である。

注2：表中の東アジアの数値は、中国、台湾、香港、韓国、ASEANを合算したものである。なお、ASEAN加盟国のうちベトナムは1995年、ミャンマーとラオスは1997年、カンボジアは1999年にそれぞれ加盟しているが、各年とも現加盟国10ヶ国の合計輸出金額となっている。

注3：東アジアにおける括弧内の数値は総輸出金額に占める比率である。

注4：中国と台湾における括弧内の数値は対東アジア輸出金額に占める比率である。

注5：INTERNATIONAL MONETARY FUND「International Financial Statistics YEARBOOK」によると、各年の対米ドル為替レート（平均）は、2000年よりそれぞれ1ドル=107.77円、116.30円、117.75円、103.36円、93.6円となっている。

表2は、食料品の中でも農産物（果実及び野菜）に限定した上で中国と台湾への輸出金額の推移を表したものである。日本産農産物の総輸出金額をみると、2000年の104.2億円から2007年は234.5億円へと増加している。それと同時に、対東アジア輸出も57.8億円（総輸出金額の55.5%）から175.4億円（同74.8%）へと輸出金額・比率ともに増加傾向にある。さらに、東アジア域内の各地域への輸出金額をみると、食料品と比較してさらに主な輸出先地域が顕著に表れている。すなわち対台湾輸出の拡大である。東アジア域内の対中国・台湾輸出金額をみると、2000年が中国2.3億円、台湾21.9億円であるのに対し、2007年は中国11.3億円、台湾124.3億円となっており、対台湾輸出は急速に拡大していると言えよう。

これらのことから攻めの農政転換以前と比較すると、輸出先としての台湾市場の重要性は高くなってきたと言える。しかし、円高基調の影響もあり、近年の輸出金額は食料品・農産物ともに減少している。

表2 日本の農産物輸出金額の推移

単位：億円，%

年次	総輸出金額			
	東アジア	中国	台湾	
2000	104.2	57.8(55.5)	2.3(4.0)	21.9(37.9)
2001	107.0	60.0(56.1)	2.9(4.8)	27.0(45.0)
2002	141.9	92.6(65.2)	5.3(5.7)	60.4(65.2)
2003	148.8	100.7(67.7)	7.5(7.4)	70.0(69.5)
2004	142.6	89.8(57.9)	8.3(9.2)	57.1(60.2)
2005	184.1	129.5(70.4)	12.7(9.8)	87.4(67.5)
2006	193.1	138.4(71.6)	11.3(8.2)	94.1(68.0)
2007	234.5	175.4(74.8)	11.3(6.4)	124.3(70.9)
2008	229.9	168.7(73.4)	12.4(7.4)	112.5(66.7)
2009	186.5	135.0(72.3)	10.0(7.4)	85.7(63.5)

資料：財務省「貿易統計」より作成。

注1：表の数値は「貿易統計」における「果実及び野菜」の数値である。

注2：表中の東アジアの数値は、中国、台湾、香港、韓国、ASEANを合算したものである。なお、ASEAN加盟国のうちベトナムは1995年、ミャンマーとラオスは1997年、カンボジアは1999年にそれぞれ加盟しているが、各年とも現加盟国10ヶ国の合計輸出金額となっている。

注3：東アジアにおける括弧内の数値は総輸出金額に占める比率である。

注4：中国と台湾における括弧内の数値は対東アジア輸出金額に占める比率である。

注5：INTERNATIONAL MONETARY FUND「International Financial Statistics YEARBOOK」によると、各年の対米ドル為替レート（平均）は、2000年よりそれぞれ1ドル=107.77円、121.53円、125.39円、115.93円、108.19円、110.22円、116.30円、117.75円、103.36円、93.6円となっている。

2. 対中国・台湾輸出が拡大した要因

上記のように対中国・台湾輸出が急速に拡大した要因については、①近年における中台両地域の経済発展とそれに伴う現地消費者における食の高度化、②2001年、2002年の両地域のWTO加盟とそれに伴う関税障壁の削減などが考えられる。特に②についてみると、台湾では、りんご、桃、ぶどうなどの品目は

ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.4 (1) 2011
 58 元であった。この規定は 2004 年に改定され、1 次枠については、適用税率は 18% に維持されたが枠内輸入量は 9,800t に拡大された。また 2 次税率についても kg 当たり 49 元と緩和され、台湾の梨輸入は自由化傾向にある。

自由化され、梨や柿などの品目は台湾における農業保護を目的に輸入割当制度から関税割当制度へと移行している。さらに台湾の関税割当制度は移行後から緩和されつつある。2002 年からの関税割当については、1 次枠は 4,900t で適用税率は 18%、2 次税率は kg 当た

表 3 日本産りんご・梨の対中国・台湾輸出量と総輸出金額の推移

単位：t, 億円

年次	果実					梨			
	総輸出金額	りんご 総輸出金額	総輸出量			総輸出金額	総輸出量		
			対台湾 輸出量	対中国 輸出量	対中国 輸出量		対台湾 輸出量	対中国 輸出量	
2000	43.4	6.1	2,615.7	1,815.5(69.4)	-	8.8	3,195.2	385.2(12.1)	-
2001	52.3	15.9	2,174.9	1,519.8(69.9)	-	7.8	2,860.3	497.6(17.4)	-
2002	66.2	27.1	10,210.0	9,424.4(92.3)	-	7.6	2,664.4	556.4(20.9)	-
2003	81.9	42.8	16,790.9	16,114.4(96.0)	-	6.2	1,886.2	724.6(38.4)	-
2004	76.9	34.1	10,089.3	9,458.0(93.7)	40.7(0.4)	6.8	1,950.8	1,072.0(55.0)	25.3(1.3)
2005	108.8	57.1	17,098.9	16,378.3(95.8)	132.1(0.8)	8.0	2,137.2	908.0(42.5)	26.7(1.2)
2006	124.6	71.6	18,760.9	17,869.3(95.2)	156.8(0.8)	5.3	1,355.7	401.1(29.6)	12.9(1.0)
2007	141.6	77.7	25,727.9	24,360.0(94.7)	325.5(1.3)	9.3	2,091.7	824.2(39.4)	13.5(0.6)
2008	113.7	57.1	25,162.7	23,354.8(92.8)	389.9(1.5)	6.7	1,520.7	563.6(37.1)	7.8(0.5)
2009	107.2	54.2	20,929.1	19,139.0(91.4)	187.8(0.9)	6.8	1,682.5	566.0(33.6)	12.4(0.7)

資料：財務省「貿易統計」より作成。

注：括弧内の数値は、りんご・梨の総輸出量に占める対中国・台湾輸出量の比率である。

りんごや梨の関税が緩和された影響は大きい。なぜなら果実は野菜と比較すると特に品種・大きさ・品質を優位点として製品差別化が可能だからである。さらに、台湾には高品質な果実の需要が高まる祭事が存在する。輸出先地域において他国産との価格差が拡大している中、果実のように製品差別化が可能な品目は、今後も日本産農産物の輸出拡大を牽引する存在となり、そのような品目の輸出戦略もより重要となろう。表 3 は日本産りんごと梨の対中国・台湾輸出量の推移について表したものであり、同表をみても果実総輸出金額に占めるりんご・梨のシェアは大きく、中でも対台湾輸出が重要な位置を占めていること、そして対中国輸出についても近年は増加傾向にあったことが分かる。

しかし、関税割当制度への移行は、結果として従来から輸入されていた日本産梨に加え、

他国産梨の流入を招き、日本産梨の輸出にとって新たな環境が生まれたと言える。また、中国についても WTO 加盟に伴い、関税率が引き下げられた。例えば果実をみると、りんごは 30% から 10% へ、梨は 30% から 12% へと引き下げられた。そして、これらの緩和によって競争は激化しつつあると考えられる。

2008 年・2009 年におけるりんごと梨の輸出金額をみると若干減少傾向にあることが分かる。この要因としては、円高基調による国際競争力の低下の他にも、後述するように日本国内の産地において輸出にかかる負担・リスクが増加していることも考えられる。

以下では、特にりんごや梨といった果実輸出を事例に両地域への制度的対応の課題について考察する。

3. 輸入検疫基準からみる輸出先市場としての台湾の優位性

中国も台湾と同様に経済発展を遂げ、高所得者層は増加していると考えられる。また、中国では外資系高級百貨店も上海や広州など沿岸部を中心に多数出店しており、日本産農産物を輸出した場合、その需要も大きいと捉えられる。それにもかかわらず、対中国輸出金額は台湾と比較すると微少となっている。これまで大部分の日本産農産物の輸出において、輸出先市場として中国ではなく台湾が選択された要因としては以下のように推察できる。

対中国輸出と対台湾輸出を比較した場合、両者において大きく異なるのは輸出可能品目数である。日本の植物防疫所では、輸出可能品目について大きく、①植物検疫証明書なしで輸出が可能な品目、②植物検疫証明書の添付が義務づけられている品目、③事前に相手国からの輸出許可証の取得が義務づけられている品目、④通常、日本国内において行われる輸出検疫検査以外に特別な植物検疫条件が付加されている品目、の4項目に区分している。2010年時点での日本産農産物の中国と台湾への輸出可能品目と輸出禁止品目、及び輸入地域側での輸入検疫条件についてみると、台湾の輸出可能品目については、トマト以外は輸出が可能となっている⁷⁾。そして、主な輸出可能品目のうち、①に該当する品目はないものの、大部分が②もしくは④に該当しており、他の輸出先地域と比較して輸出可能品目が多いことが挙げられる。対台湾輸出量が比較的多い品目である長芋やりんご、日本梨をみると、長芋が②であるのに対し、りんごや日本梨は④となっている。よって、長芋などの品目は従来から維持されてきた植物検疫基準（輸出検疫検査）をクリアすれば輸出が可能となる。りんごや梨などの品目では、2006年以前は長芋などと同様に、

日本国内において輸出検疫検査をクリアすれば輸出できたが、2006年以降は台湾の輸入検疫基準が改定されたため、従来の輸出検疫検査だけではなく新たに輸入検疫条件が付加された。台湾は、WTO加盟に伴い関税障壁が削減されたことに加え、輸入検疫条件が設定されている品目についても同条件をクリアした場合は輸出が可能になることから、日本産農産物の輸出拡大を図る上で、輸出品目の拡大という観点からも比較的容易な市場であると考えられる。その一方、対中国輸出では、台湾とは異なり植物防疫の観点から輸入が禁止されている品目が多く、梨とりんご、緑茶、米のみ輸入が認められ、他の果実や野菜類は認められていない。果実として梨とりんごのみ輸入が認められている要因には、中国が両品目の大生産国であることが挙げられる。2009年の中国の梨生産量は1,438.8万tであり、世界総生産量2,190.7万tの65.7%を占めている。また同年のりんご生産量は3,120.4万tであり、世界総生産量7,173.7万tの43.5%を占めている⁸⁾。よって、中国にとって仮に日本産梨やりんごが輸入されても、その輸入量は中国国内での生産量と比較すると微少となる。そして、円高による日本産農産物の国際競争力の低下から、中国における中国産との価格競争も不利となる。つまり、たとえ日本産梨・りんごが中国市場に流入するとしても、高級嗜好品として高所得者層における需要は存在するものの購入機会は限定されると推測され、日本産梨・りんごが占める市場シェアは極めて僅かであり、中国の梨・りんごの生産者に対してほとんど影響を与えないと考えられるからであろう。また、梨やりんご以外の品目については、これまで輸入実績がなく、中国側が安全性を確認できないとして認められていない⁹⁾。つまり、対中国輸出を拡大する場合、

限定された品目でいかに中国の制度・需要に合致させるかが重要になる。

Ⅲ. 制度論的マイクロ・マクロ・ループからみる日本の輸出主体に対する負担

1. 制度論的マイクロ・マクロ・ループの援用

次に、本稿で援用する制度論的マイクロ・マクロ・ループの枠組みについて触れる。マイクロ・マクロ・ループの概念について、塩沢 [7] は、「マイクロ世界とマクロ世界との間にある相互の規定関係」であり、「マイクロの世界でのひとつの行動のある特別なあり方がマクロ世界のある特別な特性を生み出し、またマクロの世界のある特別なありようがマイクロ世界でのある特別な種類の行動の誘因となる」という相互規定関係において、ひとつの閉じた輪を作っている」と論じている¹⁰。

また、磯谷 [1] や磯谷 [2]，植村・磯谷・海老塚 [3] は、マイクロ・マクロ・ループを軸に、制度に注目することにより制度論的マイクロ・マクロ・ループを展開している。制度論的マイクロ・マクロ・ループは図1のように表すことができる。経済主体と制度の関係について上記研究では、①制度は個人・経済主体の行動に対して一定の規定を設け、②個人・経済主体による相互行為の中で制度が維持・再生産される、と指摘されている。さらに、フォーマル及びインフォーマルな諸制度が生成され再生産される場として制度フィールドが設定された上で、③制度フィールドにおける経済主体と制度の関係がマクロ的諸成果（ダイナミクス）へと作用し、さらに、④形成されたマクロ的諸成果が経済主体の行動や制度の安定性などの面に反作用を及ぼす、と指摘されている。

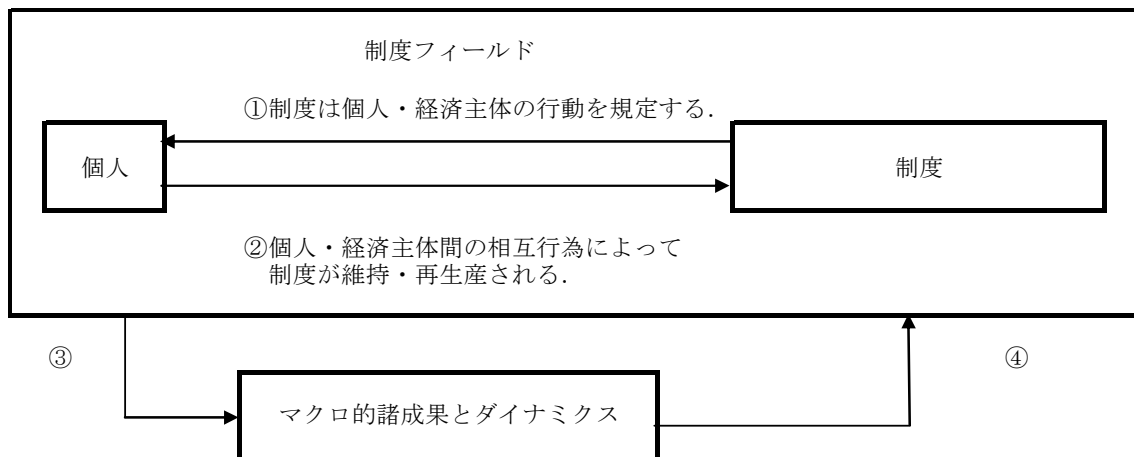


図1 制度論的マイクロ・マクロ・ループの基本構図

資料：磯谷 [2] p.32 図 1-3 より引用・加筆。

この枠組みを援用して、日本産農産物の輸出を説明すると、およそ次のようになるであろう。従来のように国内販売用と同等の品質管理で生産された日本産農産物の輸出に関しては、制度には主に植物検疫制度が該当したと考えられる。しかし、近年、輸出主体

の増加や植物検疫基準の改定といった変化により、制度フィールドでは、輸出の継続・拡大を図る輸出主体の制度的対応がより重要なものになっている。なぜなら、制度的対応が十分でない輸出主体は激化する輸出競争の中で淘汰されるからである。そして、その結果、

日本産農産物の輸出継続・拡大や、輸出先市場における各国産シェアの変動が起き、再び輸出主体と制度の関係に影響を及ぼすと推測される。

本稿が制度論的ミクロ・マクロ・ループを援用するのは、日本産農産物の輸出継続・拡大について考察する上で、近年の制度変化という要因とその制度変化が輸出主体に与える影響についても考慮に入れるべきであると考えからである。日本産農産物の各輸出主体における制度的対応が総輸出量の増加に繋がり、その一方で輸出先市場におけるシェアの変動が従来の輸出主体と制度に影響を与える、という基本構図に加え、近年における台湾の植物検疫基準の改定などの制度変化や輸出先地域（中国・台湾）の社会的慣習なども考慮に入れなければ、中国や台湾などに向けての輸出を継続・拡大させることは困難となろう。

2. 対中国・台湾輸出における制度的対応

次に、対中国・台湾輸出における日本の輸出主体の制度的対応についてみる。本稿で課題とする植物検疫制度と社会的慣習への対応では輸出主体において次のような取組みがみられる。

(1) 植物検疫基準への対応

まず、対中国果実輸出にかかる品質管理について述べる。対中国輸出における果実輸出主体の制度的対応についてみると、2010年時点で輸入検疫基準は改定されておらず輸入検疫条件も付加されていない¹¹。しかし、日本国内の産地における対中国輸出用果実の品質管理の重要性は徐々に高まっている。なぜなら、対中国輸出に着手している主体の一部は、同時に輸入検疫条件が付加されている対台湾輸出にも着手しているからである。対中国果実輸出主体としては、りんごを輸出している片山りんご株式会社、青森県農林水

産物輸出促進協議会、梨を輸出している信州下伊那くだもの直販株式会社、ブランドおおい輸出促進協議会などが挙げられる¹²。植物防疫所と台湾農業委員会が公表している

「台湾向け輸出生果実選果こん包施設一覧」をみると、上記輸出主体は管内及び所属の選果梱包施設を登録しており、台湾の輸入検疫条件に則った品質管理システムが構築されている。つまり、対中国輸出と対台湾輸出は品質管理水準において連動しつつあると言える。そこで、台湾の輸入検疫条件に対する輸出主体の取組みについてみる。台湾では、2002年に米国産りんごから台湾で未発生の病害虫が検出されて以降、2003年、2005年に同じく米国産りんごから、2007年にはチリ産やニュージーランド産のりんごからも病害虫が検出された。この状況を受けて台湾農業委員会は対台湾果実輸出国に対し輸入検疫基準を改定し、新たに輸入検疫条件を課した¹³。この輸入検疫条件に基づき農林水産省では「台湾向け生果実検疫実施要領」が作成され、その作業内容が日本の輸出主体に一律に義務付けられた。なお、日本の場合、対象となっている果実は、りんご、梨、桃、すもも、となっている。特に、りんご、梨、桃については、台湾が輸出先として大きなシェアを占めていることから、日本の輸出主体にとっては「台湾向け生果実検疫実施要領」に則った作業が不可欠となった。その内容とは大きく、i. 品質管理システムを構築する目的、ii. 適用される品目、iii. 生産園地・選果技術員・選果梱包施設の登録、iv. 選果・梱包する方法、v. 台湾の検査官による査察、vi. 輸出検疫検査、vii. 台湾農業委員会動植物防疫検疫局による輸入検疫検査の7項目から構成されている。

「台湾向け生果実検疫実施要領」に基づき、日本の輸出主体には、事前に病害虫防除体制を強化した上で生産園地と選果梱包施設を登

録することや、病虫害寄生果の識別・選別及び選果従事者を指導する選果技術員を配置すること、台湾と農林水産省の検査官の生産園地や選果梱包施設への受け入れが義務付けられた。また、夜間の選果梱包施設での作業については上記要領によって必要な処置をすることが義務付けられているものの¹⁴、全ての選果梱包施設ではより品質管理を徹底させるために、収穫時期における夜間の作業は禁止している。さらに、一部の輸出主体では独自に、輸出過程における衝撃による品質劣化の防止を目的とした、①耐性強化された輸出用外箱の導入、②パレットごとの輸出といった対応に着手している¹⁵。これらの取組みの効果は、輸出主体によっては対中国輸出にも反映されるため、中国へ輸出される果実についても併せて高品質化できると考えられる。

その一方で、輸出主体にとっては輸出先からの品質面に関する要求が強まっており、要求への対応により輸出主体の負担は増加している。例えば梨の輸出をみると、台湾の輸入検疫条件が付加される以前にも対米国輸出に着手していた産地は「米国向け輸出なし検疫実施要領」に基づいて輸出用梨を生産していた。そこで、対台湾輸出と対米国輸出の双方の品質管理システムを比較することで輸出用梨の品質管理がどのように強化されてきたかについても整理する。

「米国向け輸出なし検疫実施要領」は1990年に施行されており、同要領の内容をみると、①植物防疫所(農林水産省)は補助員¹⁶を設置すること、②輸出用梨の生産園地の条件として「1.米国向け輸出なしを生産しているほ場内に無袋果、破袋果がないこと、2.病虫害防除が、県の病虫害防除所、果樹試験場等の指導の下で適確に行われていること」を満たし、合格した生産園地には輸出用の梨生産園地であることを示す標札を掲げること、③輸出容器には米国向け輸出が認められたものである

ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.4 (1) 2011
旨の明確な表示がなされていること、④日米検査官は②の基準に基づき生産園地を検査し、合格した際には合格証明書を発行することなどが定められている¹⁷。

「米国向け輸出なし検疫実施要領」と対台湾輸出に対する取組みを比較すると、対台湾輸出は対米国輸出に比べ、輸入検疫条件における品質管理システムに関する項目と内容がより具体化されている。①台湾の動植物防疫検疫局は、米国のように検査官による査察だけではなく従前の品質管理に新たに加わる品質管理システムの構築を輸出国の産地に要求していること、②対台湾輸出では植物検疫検査で不合格になった場合の措置が規定されていること、以上2点から対台湾輸出の品質管理システムは対米国輸出よりも厳格なものと捉えることができる。このことから、日本国内の産地にとっては、WTO加盟後に拡大してきた対台湾輸出を継続するためには対米国輸出よりも多い品質管理の作業に対応する必要がある、さらに輸出先地域を拡大する場合には、今後も品質管理にかかる作業内容及びコスト負担が増加していくと考えられる。

(2) 社会的慣習への対応

中国や台湾における社会的慣習として中秋節や春節などが挙げられる。日本産農産物の対中国・台湾輸出の拡大を図る際に、上記慣習を考慮する必要性は以下の点にある。

大部分の日本産農産物は高品質・高価格であることから中国や台湾の消費者においても贈答用として購入される場合が多い。贈答品としての需要が高まる時期として中秋節や春節が挙げられる。上述のように、台湾における輸入検疫基準の改定に対する品質管理システムの構築については、各輸出主体によって全国的に取り組まれている。よって、現在では輸入検疫基準への対応のみで他の輸出主体との差別化を図ることは困難となっている。

ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.4 (1) 2011
影響を受け、これらの制度にいかに対応するかが輸出継続・拡大を図る上で重要な要因となる。よって、日本産農産物の輸出における輸出主体の制度的対応の構図は図2のように想定される。

日本産農産物の輸出先地域として台湾市場は重要であるものの、同市場でも安全性に対する関心が高いこと、そしてWTO加盟以降は、梨については韓国産の輸入が拡大し、りんごについては米国産のシェアが低下する一方でチリ産やニュージーランド産の輸入が拡大していることから、日本産果実の輸出拡大は困難となりつつある。台湾に代わる成長市場として中国は今後さらに注目されていくと考える。言うまでもなく、輸出拡大できるか否かについては、成田 [9] などの成果で明らかにされているマーケティング戦略の構築、中国市場における消費者行動の把握によって大きく左右される。しかし、輸出継続については本稿で指摘した制度への対応が今後、不可欠になる。

対台湾輸出については、多国間輸出競争が激化していることから安定的に高品質農産物を輸出する必要がある、このことは植物検疫の安定的なクリアなしでは達成できない。さらに、果実輸出にみられるように、他国産が品質面に課題を残していることから輸入検疫基準が改定され、日本国内の産地では輸出にかかるリスクとコストの負担が今後より一層大きくなると考えられる¹⁸。また、輸入検疫基準が改定されていない長芋などの品目についても、現行の輸入検疫基準を維持するため、産地において品質向上を目的に、選果梱包施設の設備能力の向上などの独自の取組みが求められる。なぜなら、輸出主体が増加し競争が激化する中、安定的に植物検疫をクリアできなければ、当該輸出主体は淘汰され、他の同一品目を輸出している輸出主体にとっても、

そのため、一部の輸出主体では、植物検疫制度だけではなく輸出先地域の社会的慣習に合わせた輸出戦略を講じている。例えば、梨の場合、9月から10月に中秋節となる祝日があるため、これに合わせて輸出される。この際に課題となるのが、祝日となる日の年ごとの変動である。近年の中秋節をみると、2000年～2005年と2007年、2008年、2010年は9月中にあるが、2006年、2009年は10月にある。中秋節の贈答用である以上、中秋節の祝日前に輸出しなければ十分な効果は得られない。しかし、2003年は9月11日で、2006年は10月6日であることから、中秋節となる日には大きなひらきがあると言えよう。そこで自治体や輸出促進協議会から資金提供を受けることで、新たにビニールハウスでの生産を開始し、上記慣習に伴う需要変動に合致する出荷体制を構築する輸出主体も出現している。佐藤 [5] ではこのような輸出主体を事例に、当該輸出主体の輸出量が急増した要因として、ビニールハウスでの生産により輸出用梨の出荷時期を早め、中秋節に間に合うように出荷したことが大きいとしている。なお、この事例としている輸出主体については、従来は対台湾輸出のみであったが、2009年より新たに対中国輸出にも着手している。2009年度の対中国輸出量は7tと微少であるが、従来の対台湾輸出が中秋節に合わせて出荷したことで輸出拡大が達成されたことを考慮すれば、対中国輸出も拡大することも考えられる。

IV. おわりに

本稿では、これまで蓄積されてきた日本産農産物の輸出に関する先行研究を踏まえた上で、制度と輸出主体を中心とした輸出構造について整理した。

日本産農産物の対中国・台湾輸出は大きく植物検疫と社会的慣習の2つの制度によって

冒頭で述べたように、これまで各輸出主体では、日本産農産物は高品質であることから植物検疫についてはクリアできることを前提として（もしくはクリアできない輸出用農産物の数量と影響はともに微少であると考え）輸出戦略が構築されてきたが、今後は輸出用農産物の品質をさらに高めていくことが重要になる。

果実のように一律に輸入検疫基準が改定されることが考えられるためである。

さらに、2011年3月以降については、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故により、台湾をはじめ各輸出先において内容は異なるものの輸入規制が強化された。日本産農産物を輸入してきた各地域では、産地・品目によっては輸入停止とされ、その他についても輸入にあたり新たに全ロット検査が課せられるか、政府作成の放射性物質の検査証明書や産地証明書の提出などが要求され

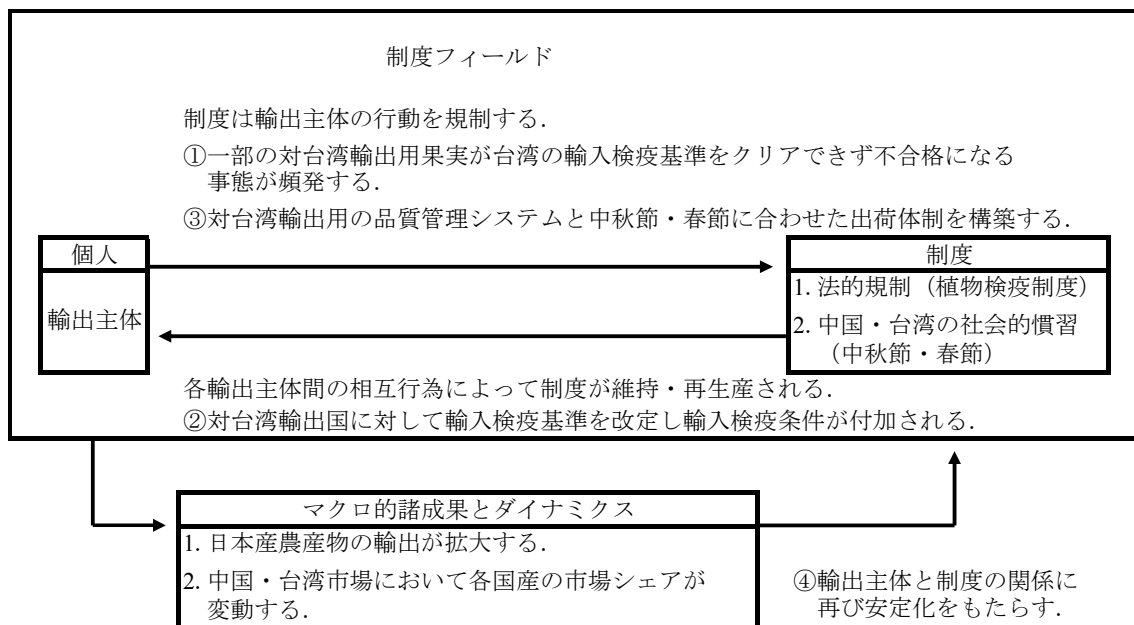


図2 日本産農産物の輸出から想定される制度論的マイクロ・マクロ・ループの構図

資料：磯谷 [2] p.32 図 1-3 より引用・加筆。

それと同時に、輸出主体は中国・台湾市場での社会的慣習に基づく大きな需要を掘む輸出戦略を構築する必要がある。日本国内の産地において、さらに高品質な輸出用農産物の出荷体制を整備しただけでは、高級嗜好品としての付加価値を実現することは困難と考えられる。果実など輸出拡大している品目についても他国産と比較するとその輸出先市場でのシェアは小さい。この要因として、依然と

して高価格であるため、高所得者層による中秋節などにおける期間限定の需要が主であるのに対して、需要変動に合わせた取組みが日本国内の産地において十分になされていないことも挙げられる。一部の輸出主体では中秋節に合わせた輸出戦略を構築することで輸出量が急増していることから、今後、日本産農産物の輸出拡大を図る上で輸出先の社会的慣習は重要な検討要因となる。

輸出主体の取組みが制度へ対応したものであるか否かによって、中国・台湾市場における各輸出主体のシェアは大きく変動し、その変動は両者の相互関係に再び影響を与えると考える。日本産農産物の輸出に着手する輸出主体が増加してきた中、各輸出主体にとっては上記2つの制度への合致が不可欠となり、これらに対応できる輸出主体が今後の輸出拡大を牽引していくと言える。

脚注*

- 1 愛知大学国際中国学研究センターICCS 研究員。
- 2 本稿では、中国と台湾を別個の地域として捉える。よって、例えば「中国」と表記した場合は、台湾、香港、澳門は含まない。
- 3 ホジソン [6] では、制度について、伝統、習慣ないし法的制約の作用によって、持続的かつ定型化された行動パターンを作り出す傾向のある社会組織と定義している。本稿における制度の定義は、ホジソン [6] に倣うこととする。
- 4 輸入検疫条件とは、日本国内の産地にとって、輸出する際に輸出先地域より要求される特別な取組みの付加などの条件である。輸入検疫条件が設定されている品目は、技術的検討と法的手続を経て、輸入禁止と同等の病害虫侵入防止が担保される場合にのみ輸入が許可される。つまり、日本国内の産地にとっては、同条件をクリアしなければ輸出することは不可能となる。
- 5 本稿における輸出主体とは、日本国内において日本産農産物の輸出実務を担う貿易商社だけでなく、輸出用農産物を出荷する農協などの産地組織も含めるものとする。
- 6 農林水産省や日本貿易振興機構などでは、輸出主体の輸出継続・拡大を図るため、輸出先

地域における制度の内容に関する調査を行っている。その成果としては、農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室（委託先：独立行政法人日本貿易振興機構）[11]、農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室（委託先：独立行政法人日本貿易振興機構）[12]などが挙げられる。

- 7 台湾におけるトマトの輸入検疫基準では、ジャガイモ疫病の発生地域で生産されたものは輸入が禁止されている。そして、日本ではジャガイモ疫病の発生が確認されている。よって、日本産トマトの対台湾輸出は禁止されている。しかし、2009年における日本産トマトの総輸出量は0.8t、総輸出金額は122万円であり、農産物の総輸出金額から見ると微少である。
- 8 FAOSTAT (<http://faostat.fao.org/>) による。
- 9 日本産農産物の輸出品目の中でも大規模に輸出されている長芋も対中国輸出は禁止されているため、日本産長芋の主な輸出先は台湾や米国のみとなっている。
- 10 塩沢 [7] p. 38 からの引用。
- 11 ただし、果実以外の品目をみると、精米の輸出については輸入検疫条件が付加されている。輸入検疫条件を満たすために農林水産省では「中華人民共和国向け精米の輸出検疫実施要領」を各輸出主体に発布した。この要領の内容では、i. 検疫対象病害虫、ii. 指定する精米工場の条件、iii. 包装材の条件、iv. 燻蒸処理の必要性、v. 輸出検査内容、vi. 再汚染防止措置の必要性の6項目が規定されており、これらの条件をクリアすることで輸出主体は対中国輸出が可能となる。
- 12 農林水産省「農林水産物等の輸取出組事例（平成22年度版）」(http://www.maff.go.jp/j/export/torikumi_zirei/zirei_2010.html) による。

- ¹³ 佐藤 [4] による。
- ¹⁴ 「台湾向け生果実検疫実施要領」では、項目第4において、「4月1日から10月31日までの期間、夜間に選果こん包等を行う場合は、施設の開口部を全て閉鎖又は防虫網等で被覆し、モモシクイガの再汚染防止措置を講ずること」と規定されている。なお、文中のモモシクイガとは日本産果実の対台湾輸出における検疫対象病害虫名である。
- ¹⁵ 佐藤 [5] による。
- ¹⁶ 「米国向け輸出なし検疫実施要領」の第3と第5では補助員の業務として、①植物防疫所(農林水産省)の検査官による検査の前に事前に自らも輸出用生産園地を検査し、検査結果を検査官に提出すること、②植物防疫所(農林水産省)の検査官による検査及び米国検査官との合同検査に立ち会うことが規定されている。
- ¹⁷ 内容については、①は「米国向け輸出なし検疫実施要領」の項目第3、②は同第4～6、③④は同第10による。
- ¹⁸ 2010年8月23日に台湾の輸入検疫検査において、山梨県産桃から病害虫モモシクイガが検出されたことから、農林水産省は「台湾向け生果実検疫実施要領」に基づき、山梨県産りんご、梨、桃などの対台湾輸出を暫定的に停止した。その後、「台湾向け輸出生果実選果こん包施設一覧」から当該施設が一時的に削除された。この状況を受けて、山梨県が作成した原因究明及び改善措置に関する報告書が台湾の動植物防疫検疫局に提出され、同年12月28日に輸出が再開された。農林水産省報道発表資料 (<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/syokubo/100824.html>) 及び (<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/syokubo/101228.html>) による。

*参考文献

- [1] 磯谷明德「市場、制度そして行動をめぐって —制度論的ミクロ・マクロ・ループの視点から—」『茨城大学政経学会雑誌』第71号、2001年3月、pp.29-40
- [2] 磯谷明德『MINERVA 現代経済学叢書 71 制度経済学のフロンティア —理論・応用・政策』ミネルヴァ書房、2004年
- [3] 植村博恭・磯谷明德・海老塚明『新版 社会経済システムの制度分析』名古屋大学出版会、2007年
- [4] 佐藤敦信「台湾市場への日本産果実の輸出拡大とその課題 —輸出入検疫との関連で—」『農業市場研究』第18巻第1号 [通巻69号]、2009年6月、pp.57-62
- [5] 佐藤敦信「農協による果実輸出の問題状況と課題 —大分県 H 農協における日本産梨の対台湾輸出の事例から—」『協同組合研究』第29巻第1号 [通巻82号]、2010年6月、pp.119-128
- [6] G.M.ホジソン『現代制度派経済学宣言』八木紀一郎・橋本昭一・家本博一・中矢俊博訳、名古屋大学出版会、1997年
- [7] 塩沢由典「ミクロ・マクロ・ループについて」『経済論叢』第164巻第5号、1999年11月、pp.1-73
- [8] 中村哲也「果実の流通システムとマーケティング —新品種・安全性・輸出対応を中心に—」『農業および園芸』第82巻第1号、2007年1月、pp.199-210
- [9] 成田拓未「日本産りんごの対中国輸出の現状 —片山りんご株式会社のマーケティング戦略—」『ICCS 現代中国学ジャーナル』第2巻第1号、2010年3月、pp.115-124
- [10] 成田拓未・黄孝春「日本産農産物の対中国輸出の課題と展望 —山東省青島市における日本産りんご販売会での調査結果

- より一」『農業市場研究』第 17 卷第 2 号
[通巻 68 号]，2008 年 12 月，pp.55-66
- [11] 農林水産省大臣官房国際部貿易関税チー
ム輸出促進室(委託先:独立行政法人日本
貿易振興機構)『平成 19 年度農林水産物
貿易円滑化推進事業 海外貿易制度など
調査報告書(台湾編)』日本貿易振興機構
輸出促進・農水産部, 2008 年
- [12] 農林水産省大臣官房国際部貿易関税チー
ム輸出促進室(委託先:独立行政法人日本
貿易振興機構)『平成 19 年度農林水産物貿易
円滑化推進事業 海外貿易制度など調査
報告書(中国編)』日本貿易振興機構輸出
促進・農水産部, 2008 年
(2011 年 8 月受理)